

宿泊約款

P F リゾート

宿泊約款

第1条 適用範囲

1. 当施設が宿泊者との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、
2. 当施設が法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約を優先するものとし、

第2条 宿泊契約の申込み

1. 当施設に宿泊契約の申し込みをされる方は、次の事項を当施設管理者に申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名及び連絡先
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による）
 - (4) その他当施設が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条 宿泊契約の成立等

1. 宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当施設が承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、当施設が指定する日までに宿泊日数分の宿泊料全額をお支払いいただきます。
3. 第2項の宿泊料を当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし、宿泊料の支払期日を指定するにあたり、当施設がその旨を宿泊者に告知した場合に限ります。

第4条 宿泊契約締結の拒否

1. 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊者の申し込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする方が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れのあることが認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする方が、暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他反社会的勢力であるとき。
 - (5) 宿泊しようとする方が暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき。
 - (6) 宿泊しようとする方が暴力団員に該当する者が役員となっている法人、その他の団体であるとき。
 - (7) 宿泊しようとする方が、当施設もしくは当施設従業員に対して暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき。
 - (8) 宿泊しようとする方が、伝染病患者であると明らかに認められるとき。
 - (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (10) 宿泊しようとする方が泥酔し、又は言動が著しく異常である等により、周辺住民に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
 - (11) 宿泊しようとする方が著しく不潔な身体、又は服装をしているため、周辺住民に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
 - (12) 宿泊しようとする方に支払能力がないと明らかに認められるとき。
 - (13) 宿泊しようとする方が危険物、禁制品、その他周辺住民にご迷惑になる物の持ち込みまたは持ち込みをしようとするとき。

第5条 宿泊者の契約解除権

1. 宿泊者は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
3. 当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（予め予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理をすることがあります。

第6条 当施設の契約解除権

1. 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れのあることが認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が伝染病患者であると明らかに認められるとき。
 - (3) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (4) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他反社会的勢力であるとき。
 - (5) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき。
 - (6) 暴力団員に該当する者が役員となっている法人、その他の団体であるとき。
 - (7) 宿泊客が当施設もしくは当施設従業員に対して暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき。
 - (8) 宿泊客が泥酔し、又は言動が著しく異常である等により、周辺住民に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
 - (9) 宿泊客が著しく不潔な身体、又は服装をしているため、周辺住民に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
 - (10) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則上の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき。
 - (11) 宿泊客に支払能力がないと明らかに認められるとき。
 - (12) 宿泊客が危険物、禁制品、その他周辺住民にご迷惑になる物の持ち込みまたは持ち込みをしようとするとき。
 - (13) その他宿泊客が当施設が定める利用規則に従わないとき。
 - (14) 前各号の他、宿泊客がこの約款の定めに従わないとき。
2. 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第7条 宿泊の登録

1. 宿泊客は、宿泊当日または事前に次の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊者の氏名、性別、住所及び職業
 - (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当施設が必要と認められる事項
2. 日本国内に住所を有しない外国人にあってはパスポートの呈示並びにコピー等をさせていただきます。
3. 宿泊客が宿泊料の支払に当施設が発行する宿泊優待券、割引券等を使用しようとするときは、予め前項の登録時にそれらを呈示し、当施設の承諾を得ていただきます。

第8条 施設の使用時間

1. 宿泊客が当施設を使用できる時間は、到着日の午後2時30分から出発日の午前10時までとします。
2. 当施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定めるチェックアウト後の施設の使用に応じる場合があります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
 - (1) 超過4時間まではチェックアウト日の宿泊料金の40%
 - (2) 超過8時間まではチェックアウト日の宿泊料金の70%
 - (3) 超過8時間以上はチェックアウト日の宿泊料金の100%

第9条 利用規則の遵守

宿泊者は、当施設においては、当施設が定めて、施設内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第10条 営業時間

1. 当施設の従業員の業務時間は、午前9時から午後7時までとします。
2. 前項の時間外でも緊急を要する時はこの限りではありません。

第11条 料金の支払

1. 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払は、日本国政府の定める指定通貨（円）又は当施設が認める宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、当施設が請求したとき、お支払いいただきます。
3. 当施設が宿泊客に施設を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第12条 当施設の責任

1. 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、損害が当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときはこの限りではありません。
2. 当施設は、旅館業法、消防法令に適合している宿泊施設です。

第13条 契約した施設の提供ができないときの取り扱い

1. 当施設は、宿泊客に契約した施設を提供できないときは、宿泊客の了承を得て、他の系列施設を斡旋するものとします。
2. 当施設は、前項の規定にかかわらず他の系列施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の賠償料を宿泊客に支払い、この支払いをもって損害賠償といたします。ただし、施設が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは、賠償料を支払いません。

第14条 宿泊客の所持品に関する当施設の責任

1. 当施設は宿泊客の所持品の滅失又は毀損等が、当施設の故意又は重過失による場合のみ責任を負うものとします。当施設が損害を賠償する場合、損害賠償額は紛失時の公正市場価格又は10万円のいずれか低い額といたします。
2. 当施設に設置された金庫をご利用中の滅失、毀損等については、当施設の故意又は過失による場合に限り、当施設は10万円を限度額としてその損害を賠償いたします。

第15条 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

1. 宿泊客の手荷物を、宿泊に先立って当施設に送付する場合は、当施設が了承した場合に限って保管し、宿泊客がチェックインする際にお渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合において、明らかに忘れ物と判断できる場合は、当施設は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、不用品か忘れ物かの判断ができない場合は、発見日を含めて7日間保管し、その間に宿泊客から連絡がなければ処分いたします。この場合、当施設に賠償責任はありません。
3. 前項の置き忘れられていた手荷物又は携帯品が飲食物又は不用品と明らかに判断できるものは保管せずに処分いたします。この場合、当施設に賠償責任はありません。
4. 同条第2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管に関する当施設の責任は前条の規定に準ずるものとします。

第16条 駐車場の責任

宿泊者が当施設の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当施設は車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当施設の故意又は過失によって損害を与えたときはその賠償の責めに任じます。

第17条 宿泊客の責任

宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当施設は当該宿泊客に対しその損害の賠償を求めます。

第18条 裁判管轄及び準拠法

本約款による宿泊契約及びこれに関連する契約に関して生じる一切の紛争については、専ら当施設の所在地を管轄する日本の裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。

別表第1 宿泊料金等の内訳（第2条第1項及び第11条第1項関係）

		内容
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	(1) 基本宿泊料（施設利用料） (2) サービス料（(1) x 10%）
	追加料金	(3) その他の利用料金
	税金	イ. 消費税 ロ. 税額の算出は1円単位とし円未満切捨て

備考：税法が改訂された場合は、その改訂された規定によるものとします。

別表第2 違約金（第5条第2項関係）

契約解除の通知を受けた時	不泊	当日 午前10時以降	当日 午前10時前	2日前	15日前	32日前
宿泊料金の%	100%	100%	90%	50%	10%	無料

(注)

1. %は基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、そのキャンセルを申し出された時点を別表第2に当てはめて違約金を収受します。

PFリゾート・シエル 利用規則

宿泊施設の公共性とお客様の安全確保のため、宿泊約款第9条に基づき、下記の規則をお守りいただくことになっております。この規則をお守りいただけない時は、宿泊約款第6条により宿泊のご継続及び当施設の利用をお断りすることもあります。

記

1. 宿泊施設に関する利用規則

- (1) 宿泊者以外を当施設内に入れることを禁じます。
- (2) 未成年者のみの当施設の利用はできません。
- (3) 大音量での音楽鑑賞、他人、地域住民への迷惑行為は絶対にしないでください。特に夜8時以降は声などにもご注意ください。
- (4) 公序良俗に反する行為は固くお断りします。
- (5) 当施設敷地内での花火、たき火は禁止です。
- (6) 当施設の建物内は全室禁煙です。おタバコはテラスにある灰皿付近でお願いします。
- (7) バーベキューを行った際には火事にならないよう残り火の消火を完璧に行ってください。また火事の原因になるタバコや蚊取り線香などのお取り扱いには十分ご注意ください。
- (8) ゴルフのアプローチなど芝生を傷めるような行為を禁じます。
- (9) 当施設内での事故、病気、けが、盗難、紛失等が発生しても、当施設は一切の責任を負いかねます。
- (10) 宿泊代金には光熱費用（電気、ガス、水道）は含まれていますが、社会通念上 常識を超えた過度の使用があった場合は別途請求させていただきます。
- (11) 海辺など周りの環境保護にもご配慮をお願いいたします。
- (12) お客様の重大な違反行為が発覚した時点で、宿泊を停止させていただきます。その際、宿泊代の返金はいたしませんのでご了承ください。また今後の弊社施設のご利用をお断りさせていただきます。

2. 同伴のペットに関する利用規則

- (1) ワンちゃんは3頭（シエル：小型～大型犬可、ポルト：小型～中型犬可）までお連れいただけます。4頭以上をご希望される場合は事前に当施設が許可した場合のみ同伴できます。但し闘犬、狩猟等を目的としたワンちゃんは宿泊できません。
- (2) 狂犬病予防注射・混合ワクチンを接種していないワンちゃんは宿泊できません。
- (3) 皮膚疾患その他疾病に伝染しているワンちゃんは宿泊できません。
- (4) 宿泊前にシャンプーを済ませるなど、ノミ・ダニ駆除対策をお願いします。
- (5) 生理中、近々に生理になるおそれのあるワンちゃんは、マナーパンツを履くなどの適切なご配慮をお願いします。
- (6) ワンちゃんを室内に入れるときは足ふきをしてから入れてください。また、浴室内および畳の上にはワンちゃんを入れないでください。
- (7) ドッグランでは目を離さず、ウンチ等は必ず処理してください。
- (8) 室内で万が一ワンちゃんに粗相があった場合やマーキングをした場合は、施設内にお掃除道具がありますので早急な飼い主様のご対応をお願いします。またチェックアウトの際にはご報告願います。
- (9) 当施設内では飼い主様の監督下のないワンちゃんの一人遊びはおやめください。
- (10) ワンちゃんがお留守番する際は必ずドッグスペースに入れて外出してください。ワンちゃんのみを残して長時間の外出はしないでください。
- (11) ワンちゃんは、飼い主様の責任と管理のもとで行動を共にして下さい。万が一お連れしたワンちゃんが原因による事故、近隣住民の方への損害が発生した場合は、弊社は一切の責任を負いかねます。
- (12) ワンちゃんの滞在中の怪我、逃走、死亡事故等が発生しても弊社は一切の責任を負いかねます。プライベートドッグランのフェンスの高さは約160cmです。フェンスを越える可能性のあるワンちゃんは特にご注意ください。
- (13) 万が一ワンちゃんが施設または施設の備品に損害を与えた場合は必ずお知らせください。内容によっては実費をご請求させていただきます場合がありますのでご了承ください。
- (14) チェックアウトの際には室内およびドッグランにワンちゃんの排泄物の放置がないよう再度、ご確認をお願いします。
- (15) 当施設には犬以外のペットは同伴できません。ただし、事前に当施設が認めた場合はこの限りではありません。
- (16) お客様の重大な違反行為が発覚した時点で、宿泊を停止させていただきます。その際、宿泊代の返金はいたしませんのでご了承ください。また今後の弊社施設のご利用をお断りさせていただきます。